

電気供給約款（高圧・2023 年 1 月 1 日実施予定）訂正箇所（下線部）

<北海道エリア以外のお客さま>

訂正前	訂正後																	
<p>第 15 条 料金</p> <p>(3) 基本料金および従量料金は、契約種別ごとに次のとおりといたします。ただし、電力供給契約書に別に定める場合には、電力供給契約書のとおりといたします。</p> <p>イ 業務用高圧電力 A</p> <p>(イ) 対象となるお客さま</p> <p>高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約電力が原則として 50 キロワット以上であり、かつ、2,000 キロワット未満であるものを対象といたします。</p> <p>(ロ) 基本料金</p> <p>基本料金は、1 月につき契約電力 1 キロワットに対して次のとおりといたします。</p>	<p>第 15 条 料金</p> <p>(3) 基本料金および従量料金は、契約種別ごとに次のとおりといたします。ただし、電力供給契約書に別に定める場合には、電力供給契約書のとおりといたします。</p> <p>イ 業務用高圧電力 A</p> <p>(イ) 対象となるお客さま</p> <p>高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約電力が原則として 50 キロワット以上であり、かつ、2,000 キロワット未満であるものを対象といたします。</p> <p>(ロ) 基本料金</p> <p>基本料金は、1 月につき契約電力 1 キロワットに対して次のとおりといたします。</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="159 997 629 1042">供給区域</th> <th data-bbox="631 997 1106 1042">基本料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="159 1043 629 1088">東北電力ネットワーク株式会社</td> <td data-bbox="631 1043 1106 1088">1,993 円 20 銭</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1090 629 1134">東京電力パワーグリッド株式会社</td> <td data-bbox="631 1090 1106 1134">2,057 円 00 銭</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1136 629 1181">中部電力パワーグリッド株式会社</td> <td data-bbox="631 1136 1106 1181">1,973 円 72 銭</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1182 629 1227">北陸電力送配電株式会社</td> <td data-bbox="631 1182 1106 1227">1,900 円 80 銭</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1228 629 1273">関西電力送配電株式会社</td> <td data-bbox="631 1228 1106 1273">2,118 円 60 銭</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1275 629 1319">中国電力ネットワーク株式会社</td> <td data-bbox="631 1275 1106 1319">2,079 円 00 銭</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1321 629 1366">四国電力送配電株式会社</td> <td data-bbox="631 1321 1106 1366">1,855 円 55 銭</td> </tr> </tbody> </table>	供給区域	基本料金	東北電力ネットワーク株式会社	1,993 円 20 銭	東京電力パワーグリッド株式会社	2,057 円 00 銭	中部電力パワーグリッド株式会社	1,973 円 72 銭	北陸電力送配電株式会社	1,900 円 80 銭	関西電力送配電株式会社	2,118 円 60 銭	中国電力ネットワーク株式会社	2,079 円 00 銭	四国電力送配電株式会社	1,855 円 55 銭	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1135 997 2076 1098"> <p>当該一般送配電事業者が電気最終保障供給約款に定める最終保障電力 A の基本料金率のうち、(イ)のお客さまに適用するもの</p> </td> </tr> </table>	<p>当該一般送配電事業者が電気最終保障供給約款に定める最終保障電力 A の基本料金率のうち、(イ)のお客さまに適用するもの</p>
供給区域	基本料金																	
東北電力ネットワーク株式会社	1,993 円 20 銭																	
東京電力パワーグリッド株式会社	2,057 円 00 銭																	
中部電力パワーグリッド株式会社	1,973 円 72 銭																	
北陸電力送配電株式会社	1,900 円 80 銭																	
関西電力送配電株式会社	2,118 円 60 銭																	
中国電力ネットワーク株式会社	2,079 円 00 銭																	
四国電力送配電株式会社	1,855 円 55 銭																	
<p>当該一般送配電事業者が電気最終保障供給約款に定める最終保障電力 A の基本料金率のうち、(イ)のお客さまに適用するもの</p>																		

九州電力送配電株式会社	2,455 円 20 銭																													
<p>(ハ) 従量料金</p> <p>従量料金は、その1月の使用電力量1キロワット時に対して次のとおりといたします。なお、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。</p>			<p>(ハ) 従量料金</p> <p>従量料金は、その1月の使用電力量1キロワット時に対して次のとおりといたします。なお、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。</p>																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>供給区域</th> <th>夏季料金</th> <th>その他季料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北電力ネットワーク株式会社</td> <td>19 円 43 銭</td> <td>17 円 99 銭</td> </tr> <tr> <td>東京電力パワーグリッド株式会社</td> <td>20 円 04 銭</td> <td>18 円 67 銭</td> </tr> <tr> <td>中部電力パワーグリッド株式会社</td> <td>19 円 84 銭</td> <td>18 円 50 銭</td> </tr> <tr> <td>北陸電力送配電株式会社</td> <td>15 円 71 銭</td> <td>14 円 50 銭</td> </tr> <tr> <td>関西電力送配電株式会社</td> <td>16 円 29 銭</td> <td>15 円 01 銭</td> </tr> <tr> <td>中国電力ネットワーク株式会社</td> <td>17 円 06 銭</td> <td>15 円 66 銭</td> </tr> <tr> <td>四国電力送配電株式会社</td> <td>17 円 96 銭</td> <td>16 円 54 銭</td> </tr> <tr> <td>九州電力送配電株式会社</td> <td>15 円 03 銭</td> <td>13 円 91 銭</td> </tr> </tbody> </table>	供給区域	夏季料金	その他季料金	東北電力ネットワーク株式会社	19 円 43 銭	17 円 99 銭	東京電力パワーグリッド株式会社	20 円 04 銭	18 円 67 銭	中部電力パワーグリッド株式会社	19 円 84 銭	18 円 50 銭	北陸電力送配電株式会社	15 円 71 銭	14 円 50 銭	関西電力送配電株式会社	16 円 29 銭	15 円 01 銭	中国電力ネットワーク株式会社	17 円 06 銭	15 円 66 銭	四国電力送配電株式会社	17 円 96 銭	16 円 54 銭	九州電力送配電株式会社	15 円 03 銭	13 円 91 銭			<p>当該一般送配電事業者が電気最終保障供給約款に定める最終保障電力 A の電力量料金率のうち、(イ)のお客さまに適用するもの</p>
供給区域	夏季料金	その他季料金																												
東北電力ネットワーク株式会社	19 円 43 銭	17 円 99 銭																												
東京電力パワーグリッド株式会社	20 円 04 銭	18 円 67 銭																												
中部電力パワーグリッド株式会社	19 円 84 銭	18 円 50 銭																												
北陸電力送配電株式会社	15 円 71 銭	14 円 50 銭																												
関西電力送配電株式会社	16 円 29 銭	15 円 01 銭																												
中国電力ネットワーク株式会社	17 円 06 銭	15 円 66 銭																												
四国電力送配電株式会社	17 円 96 銭	16 円 54 銭																												
九州電力送配電株式会社	15 円 03 銭	13 円 91 銭																												
<p>(新規追加)</p>			<p>(ニ) 電気最終保障供給約款の変更に伴う切替措置</p> <p>当該一般送配電事業者の電気最終保障供給約款の変更に伴い、(ロ)および(ハ)の料金率に変更となる場合で、計量期間等の始期が変更後の電気最終保障供給約款の実施日よりも前かつ計量期間等の終期が当該実施日以降となる料金の算定における料金率は、変更前の電気最終保障供給約款に定める(ロ)および(ハ)を適用いたします。</p>																											
<p>ロ 産業用高圧電力 B</p> <p>(イ) 対象となるお客さま</p> <p>高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が原則として 50 キロワット以上であり、かつ、2,000 キロワット未満であるものを対象といたします。</p>			<p>ロ 産業用高圧電力 B</p> <p>(イ) 対象となるお客さま</p> <p>高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が原則として 50 キロワット以上であり、かつ、2,000 キロワット未満であるものを対象といたします。</p>																											

(ロ) 基本料金

基本料金は、1月につき契約電力1キロワットに対して次のとおりといたします。

供給区域	基本料金
東北電力ネットワーク株式会社	2,376円00銭
東京電力パワーグリッド株式会社	2,178円00銭
中部電力パワーグリッド株式会社	1,999円91銭
北陸電力送配電株式会社	1,900円80銭
関西電力送配電株式会社	2,277円00銭
中国電力ネットワーク株式会社	2,079円00銭
四国電力送配電株式会社	2,179円88銭
九州電力送配電株式会社	2,455円20銭

(ハ) 従量料金

従量料金は、その1月の使用電力量1キロワット時に対して次のとおりといたします。なお、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

供給区域	夏季料金	その他季料金
東北電力ネットワーク株式会社	16円93銭	15円73銭
東京電力パワーグリッド株式会社	18円39銭	17円17銭
中部電力パワーグリッド株式会社	18円62銭	17円40銭
北陸電力送配電株式会社	14円54銭	13円43銭
関西電力送配電株式会社	14円59銭	13円49銭
中国電力ネットワーク株式会社	15円14銭	13円92銭
四国電力送配電株式会社	15円68銭	14円51銭
九州電力送配電株式会社	14円45銭	13円38銭

(ロ) 基本料金

基本料金は、1月につき契約電力1キロワットに対して次のとおりといたします。

当該一般送配電事業者が電気最終保障供給約款に定める最終保障電力Bの基本料金率のうち、(イ)のお客さまに適用するもの

(ハ) 従量料金

従量料金は、その1月の使用電力量1キロワット時に対して次のとおりといたします。なお、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

当該一般送配電事業者が電気最終保障供給約款に定める最終保障電力Bの電力量料金率のうち、(イ)のお客さまに適用するもの

(新規追加)	<p>(ニ) 電気最終保障供給約款の変更に伴う切替措置</p> <p>当該一般送配電事業者の電気最終保障供給約款の変更に伴い、(ロ)および(ハ)の料金率に変更となる場合で、計量期間等の始期が変更後の電気最終保障供給約款の実施日より前かつ計量期間等の終期が当該実施日以降となる料金の算定における料金率は、変更前の電気最終保障供給約款に定める(ロ)および(ハ)を適用いたします。</p>
--------	---

<北海道エリアのお客さま>

訂正前	訂正後				
<p>第 15 条 料金</p> <p>(3) 基本料金および従量料金は、契約種別ごとに次のとおりといたします。ただし、電力供給契約書に別に定める場合には、電力供給契約書のとおりといたします。</p> <p>イ 業務用高圧電力 A</p> <p>(イ) 対象となるお客さま</p> <p>高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約電力が原則として 50 キロワット以上であり、かつ、2,000 キロワット未満であるものを対象といたします。</p> <p>(ロ) 基本料金</p> <p>基本料金は、1 月につき、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="159 1241 1099 1289"> <tr> <td>契約電力 1 キロワットにつき</td> <td>2,244 円 00 銭</td> </tr> </table> <p>(ハ) 従量料金</p>	契約電力 1 キロワットにつき	2,244 円 00 銭	<p>第 15 条 料金</p> <p>(3) 基本料金および従量料金は、契約種別ごとに次のとおりといたします。ただし、電力供給契約書に別に定める場合には、電力供給契約書のとおりといたします。</p> <p>イ 業務用高圧電力 A</p> <p>(イ) 対象となるお客さま</p> <p>高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約電力が原則として 50 キロワット以上であり、かつ、2,000 キロワット未満であるものを対象といたします。</p> <p>(ロ) 基本料金</p> <p>基本料金は、1 月につき契約電力 1 キロワットに対して次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="1137 1241 2078 1337"> <tr> <td colspan="2">一般送配電事業者が電気最終保障供給約款に定める最終保障電力 A の基本料金率のうち、(イ)のお客さまに適用するもの</td> </tr> </table> <p>(ハ) 従量料金</p>	一般送配電事業者が電気最終保障供給約款に定める最終保障電力 A の基本料金率のうち、(イ)のお客さまに適用するもの	
契約電力 1 キロワットにつき	2,244 円 00 銭				
一般送配電事業者が電気最終保障供給約款に定める最終保障電力 A の基本料金率のうち、(イ)のお客さまに適用するもの					

従量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	20円77銭
------------	--------

(新規追加)

ロ 産業用高圧電力 B

(イ) 対象となるお客さま

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が原則として 50 キロワット以上であり、かつ、2,000 キロワット未満であるものを対象といたします。

(ロ) 基本料金

基本料金は、1月につき、次のとおりといたします。

契約電力 1 キロワットにつき	2,468円40銭
-----------------	-----------

(ハ) 従量料金

従量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	18円62銭
------------	--------

従量料金は、その1月の使用電力量 1 キロワット時に対して次のとおりといたします。

一般送配電事業者が電気最終保障供給約款に定める最終保障電力 A の電力量料金率のうち、(イ)のお客さまに適用するもの
--

(ニ) 電気最終保障供給約款の変更に伴う切替措置

一般送配電事業者の電気最終保障供給約款の変更に伴い、(ロ)および(ハ)の料金率に変更となる場合で、計量期間等の始期が変更後の電気最終保障供給約款の実施日より前かつ計量期間等の終期が当該実施日以降となる料金の算定における料金率は、変更前の電気最終保障供給約款に定める(ロ)および(ハ)を適用いたします。

ロ 産業用高圧電力 B

(イ) 対象となるお客さま

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が原則として 50 キロワット以上であり、かつ、2,000 キロワット未満であるものを対象といたします。

(ロ) 基本料金

基本料金は、1月につき契約電力 1 キロワットに対して次のとおりといたします。

一般送配電事業者が電気最終保障供給約款に定める最終保障電力 B の基本料金率のうち、(イ)のお客さまに適用するもの

(ハ) 従量料金

従量料金は、その1月の使用電力量 1 キロワット時に対して次のとおりといたします。

一般送配電事業者が電気最終保障供給約款に定める最終保障電力 B の電力量料金率のうち、(イ)のお客さまに適用するもの
--

<p>(新規追加)</p>	<p><u>(ニ) 電気最終保障供給約款の変更に伴う切替措置</u> <u>一般送配電事業者の電気最終保障供給約款の変更に伴い、(ロ)および(ハ)の料</u> <u>金率に変更となる場合で、計量期間等の始期が変更後の電気最終保障供給</u> <u>約款の実施日よりも前かつ計量期間等の終期が当該実施日以降となる料金</u> <u>の算定における料金率は、変更前の電気最終保障供給約款に定める(ロ)およ</u> <u>び(ハ)を適用いたします。</u></p>
---------------	---